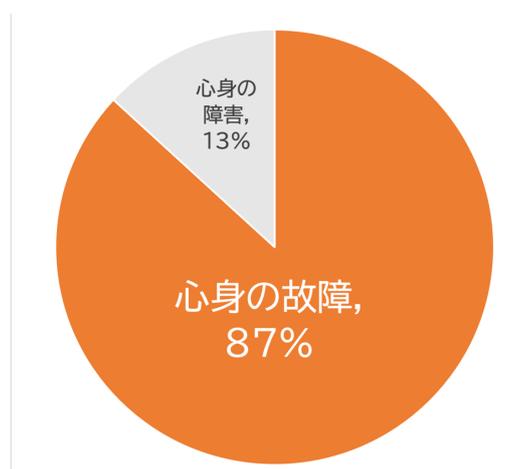


## 今ある欠格条項について



法令700以上に欠格条項がある

1

## 「心身の故障」欠格条項の例

### 【社会福祉士及び介護福祉士法】

第3条 「**心身の故障により**社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの」に該当する者は、社会福祉士又は介護福祉士となることができない。

厚生労働省令で定めるものとは、「**精神の機能の障害により**社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」

2

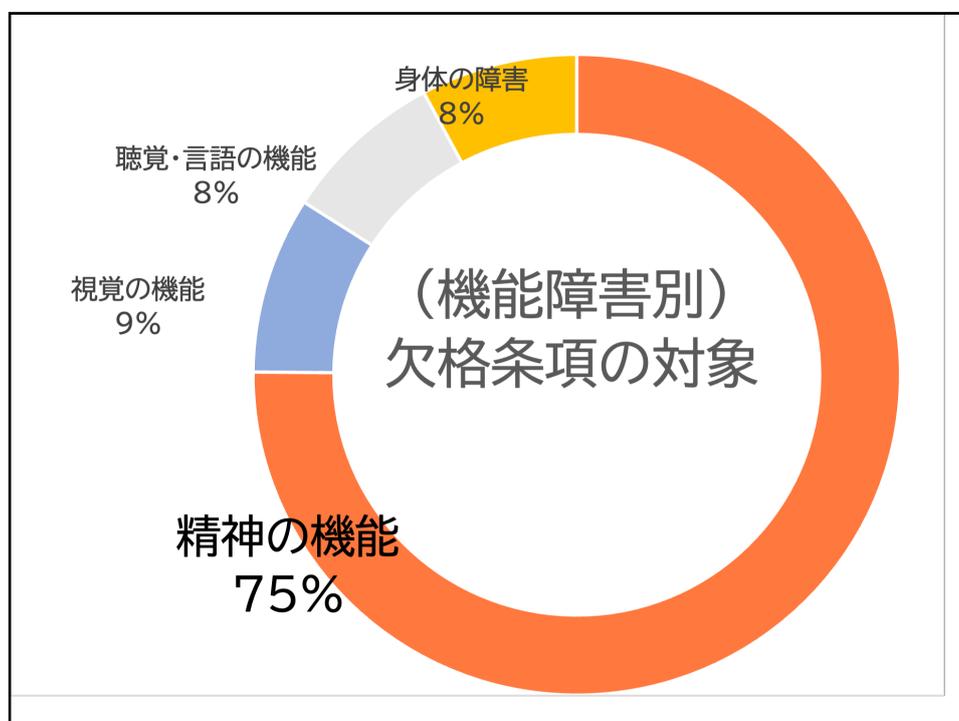
## 「心身の障害」欠格条項の例

### 【医師法】

第4条 「心身の障害により医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの」には、「免許を与えないことがある」

「厚生労働省令で定める者」とは、「視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により医師の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」

3



4

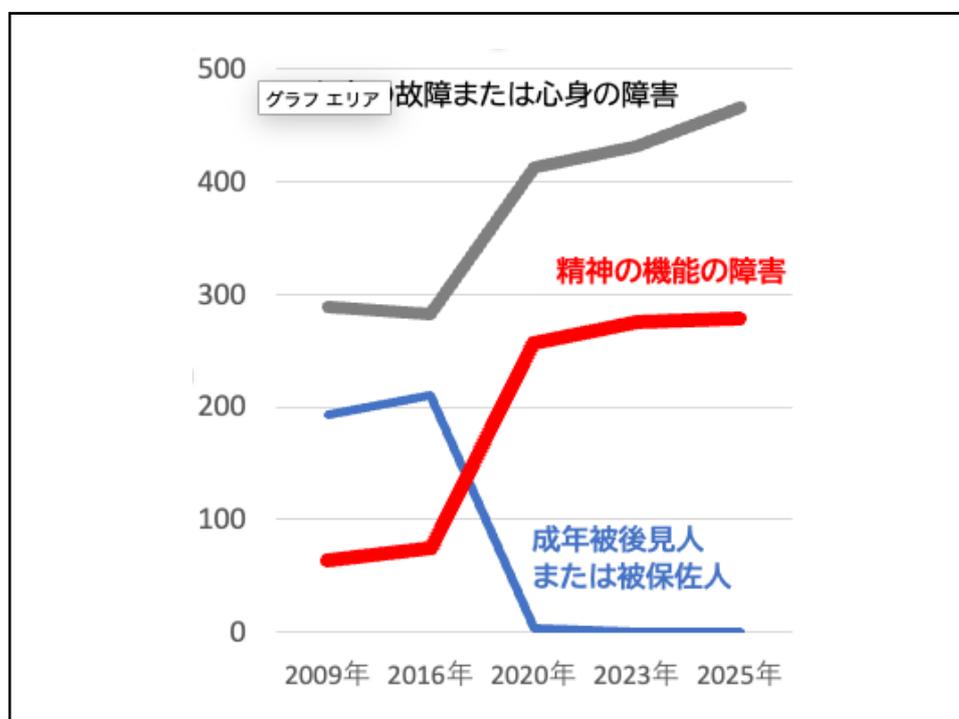
## 欠格条項は増え続けている

- 2001年改正対象 主に視聴覚障害（医師法等）
  - 2019年改正対象 成年後見制度利用者
- どちらも、絶対的欠格条項を削除した。

その上で、大部分の法律が「心身の障害」または「心身の故障」に対する相対的欠格条項を設けた。  
障害別では「精神の機能の障害」が急増した。

- 新法や改正法にコピー＆ペーストで増えている。  
「愛玩動物看護師法」「災害対策基本法」等

5



6

## 二重の基準、なぜ？

試験は、①その資格免許に必要な知識や技能を評価し、合格すれば資格免許を交付する。

ところが、法律に欠格条項がある資格免許は、②障害者に対して、試験に合格しても、資格免許を交付するかどうか、二重に審査している（二重基準）。

「障害の有無」と、「仕事や行為を適正に行うことができる」ことは、別のこと。

何が別のことを結びつけている？

7

## 地方条例にも、民間の規則にも

- 地方条例で権利を制限  
民間調査で333件以上（2024年）  
精神障害を理由に会議の傍聴や施設利用を制限
- 公営住宅、UR賃貸で「親族同居」などの条件  
（2025年に国会で指摘を受けて見直しへ）
- 民間の規則、習慣、慣例 欠格条項がモデルに  
会社の就業規則  
ヨガ教室やスポーツクラブの入会条件  
ボランティアの応募条件

8

## 法律から差別をなくそう

差別偏見・予断に基づいている法律を変えないと、法律が社会に広げ根づかせてきた差別をなくせない。

差別のない共生社会を目的とする「障害者基本法」や「障害者差別解消法」と、欠格条項は、矛盾している。

2022年、国連の障害者権利委員会が、日本に対して、国の法律や自治体の例規にある欠格条項を廃止するよう勧告した。